



東京海上日動 マリンニュース

NO. 183

2008年6月16日

海上業務部 コマーシャル損害部

「運輸安全委員会」の発足と海難審判の変革

要旨

本年10月1日より、現行の海難審判庁を「海難審判所」に改組し、現行の航空・鉄道事故調査委員会に新たに船舶事故を含めて「運輸安全委員会」として改組・発足することについては、弊社マリンニュースの第182号（本年4月4日付）にてご紹介させていただきました。

今般、その法律案が本年4月25日に国会で成立し、5月2日付で公布されました。国会審議の結果、原案について、若干の修正が加えられましたので、その内容について、とりまとめました。

1. 新制度の概要

今回の制度改革の概要について、皆様のご参考までに、弊社マリンニュースの第182号の一部を以下、再度、掲載させていただきます。

(1) 新たに「運輸安全委員会」を設置

これまで、海難事故については、海難審判庁で「原因の究明」と「懲戒処分」の双方を実施してきました。この内、「原因の究明」を今後は新たな委員会で行うこととなります。

具体的には、本年10月から、現行の「航空・鉄道事故調査委員会」の調査の対象に船舶事故を加えて、これを改組して、「運輸安全委員会」を発足させることにしました。これまでの委員会は組織上、「審議会」や「諮問機関」と同じ性格のものでしたが、新委員会は国土交通省の外局として独立機関（海上保安庁などと同じ）となります。この結果、従来委員会では、調査の結果に基き、事故防止について講ずべき施策があれば国交相に「勧告」または（国交相または）関係行政機関へ「建議」を行い、外部の事業者に対しては「所見」として記載するなど強制力のない形での表明しかできませんでしたが、新委員会では、国交相や行政機関に対する勧告のみならず、国交省の外部へも直接の権限の行使ができることになり、事故の原因関係者に対して「勧告」を行い、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとなります。

（注）海難審判では、審判庁が「勧告」することができる対象は当該事件の指定海難関係人のみですが、新委員会では対象は原因関係者であれば誰でも可能となります。

(2) 海難審判庁を「海難審判所」に改組

海難審判は、職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士等に対する懲戒を行うことを目的とするものになります（改正海難審判法1条）。

本年10月から、海難審判庁は「海難審判所」に改組され、高等海難審判庁は廃止されます。すなわち、組織上は外局として置かれる委員会や庁ではなく、「特別の機関」ということとなります。この結果、海難審判は1審制となります。また、従来実施してきた「勧告」は運輸安全委員会にて実施することとなります。中央の「海難審判所」にて重大海難を取り扱い、「地方海難審判所」でそれ以外

の海難を取り扱います。

(3) 施行日

施行期日は平成20年10月1日です。

なお、施行期日までに発生した海難で、同日においても海難審判の申し立てがなされていないものについても、運輸安全委員会の規定が適用されることになっています（同法付則第3条5項）。

2. 当初の法律案について加筆・修正された点

(1) 法律案の原案

原案の詳細については、国交省のホームページの記者発表(平成20年1月28日付)「国土交通省設置法等の一部を改正する法律案について」に掲載されています。

(2) 今般の国会の審議で原案が修正された主な点

加筆・修正された点は主に次の通りです。

原因関係者への勧告に関する公表

上記の通り、新委員会では、国交相や行政機関に対する勧告のみならず、国交省の外部へも直接の権限の行使ができることになり、事故の原因関係者に対して「勧告」を行い、勧告に基づき講じた措置について報告を求める、というのが原案でした(第27条第1項、2項)。国会審議の結果、この原案にさらに追加して、同条第3項として、「委員会は、第1項の規定による勧告を受けた原因関係者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかったときは、その旨を公表することができる。」という規定を加えました。

被害者への情報の提供

原案に加えて、被害者、遺族への情報の提供について、下記の規定が入れられました。

「委員会は、事故等調査の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等調査に関する情報を、適時に、かつ適切な方法で提供するものとする。」(第28条の2)。

以 上